

論点3「厚生年金基金制度等の在り方」 関係資料

1. 代行制度の性格

- 代行制度は、公的年金の一部を、基金という国以外の者が管理・運用する仕組み。
- イギリスの「適用除外」制度とは異なり、公的年金としての性格を持ち続けるため、
 - ・給付設計は厚生年金本体と同じで、代行部分の給付減額はできない
 - ・免除保険料は、厚生年金本体と同様に労使折半

となっている。

- また、解散した場合、最終的な給付責任(※)は、厚生年金本体が負う仕組みとなっている。
 - ※ 通常解散の場合は、代行部分の給付責任は企業年金連合会に移るが、企業年金連合会が解散した場合は、厚生年金本体に移る。

2. 代行制度の意義

【平成8年6月「厚生年金基金制度研究会報告書」等より】

① 企業年金制度の普及

- ・代行制度は、公的年金である代行部分をベースとすることにより、基金給付の厚みを増すとともに、終身の年金給付という老後の所得保障としての実質を備えた企業年金の普及に大きな役割を果たした。

② 年金資産の効率的運用

- ・代行部分の積立金をプラスアルファ部分の積立金とあわせて市場運用することで、スケールメリットを生かしたより効率的な運用を可能にした。また平成12年度までは厚生年金等の年金積立金は財投預託が義務づけられていたため、基金が公的年金積立金の一部を市場で運用することで、運用の多様化が図られるという側面もあった。

③ 労使参加による基金運営

- ・代行制度が準公的性格を有することから、基金という特別法人がつくられ、労使参加による民主的運営が行われ、基金に対する信頼が得られてきた。

3. 代行制度の普及を支えた枠組

① 免除保険料率の一律設定

- ・制度創設当初は、免除保険料率が全基金一律に設定されていたため、従業員の年齢構成が若く代行給付を免除保険料率以下で賄える基金は、掛金が積み上がる状態が続き「代行メリット」を享受することができた。

② 予定利率を上回る運用収益

- ・制度創設当初は、予定利率は全基金一律に設定(5.5%)されていたが、これを上回る運用収益(制度創設から20年間は毎年10%程度の運用利回り)があり、この利差益を給付改善等に充てるという「代行メリット」を享受することができた。

③ 税制上の優遇措置

- ・代行制度の公的性格により、適格退職年金よりも優遇された税制上の措置が講じられた。

4. 代行制度の普及を支えた枠組の変化

① 免除保険料率の個別化(「代行メリット」の消失)

- ・基金数の増加に伴い、各基金の加入員の年齢構成が多様化し、免除保険料率では代行給付を賄えない基金が現れる一方、企業年金を持たない厚生年金被保険者等との公平性の観点から「代行メリット」への批判が高まり、免除保険料率を各基金の代行コストに応じて設定する「個別化」が平成8年度から実施された。

② 積立不足の発生(「代行デメリット」の発生)

- ・いわゆる「平成バブルの崩壊」後、金融経済情勢は急速に悪化し、運用実績が予定利率を下回る利差損が発生するようになった。
- ・また、平均寿命の伸長(死亡率改善)による代行給付費の増加のうち、免除保険料率に反映されない過去の加入期間分はこれまでは利差益により賄ってきたが、運用環境の悪化による利差益の縮小や利差損の発生により、積立不足が発生し始めた。

③ 企業経営への影響

- ・企業会計基準の見直しにより代行部分も含めた年金債務が母体企業の財務諸表で認識されるようになり、この影響を受ける大企業を中心に「代行返上」が進んだ。この結果代行を持つ厚生年金基金の大半は中小企業が集まってつくる「総合型」となった。
- ・総合型基金の母体企業の大半は構造不況業種であり、積立不足に伴う追加の事業主拠出が企業経営にも影響を与えるようになってきた。

5. 制度の改革と代行制度を取り巻く状況の変化

① 代行制度の改革(財政運営の見直し)

- ・ 免除保険料率の個別化以降、代行部分の財政運営の在り方が課題となり、平成11年及び平成16年の公的年金制度改革の中で、最低責任準備金の計算方法の見直し(P22)や「給付現価負担金」制度の導入(P25)などが行われた。
- ・ こうした一連の改革により代行を持つことによる損得は基本的にはなくなった。しかし、代行部分が公的年金であるという性格に変化はなく、基金による運用結果が厚生年金本体の運用結果を上回ることができるかどうかということが、厚生年金本体の財政に影響を及ぼす可能性のある要因として、より顕在化してきた。

② 代行割れ問題の深刻化と総合型厚生年金基金の課題

- ・ 昨今の経済金融環境の激変や母体企業の経営難により、代行割れ問題が深刻化しており、公的年金の一部を基金が運用することのリスクは高まっている状況にある。
- ・ また、同業種の複数事業主でつくる総合型基金において、制度創設時には企業年金の普及にプラスに作用していた「連帯」の考え方が、財政悪化による基金からの事業所脱退や解散の局面ではむしろマイナスに作用し、企業経営に大きな影響を与えるようになってきている。

③ 公的年金制度の改革

- ・ 平成16年の制度改正で厚生年金等の財政運営は「有限均衡方式」となり賦課方式としての性格が強まった。
また、厚生年金等の年金積立金の運用についても財投改革により平成13年度から自主運用が開始された。

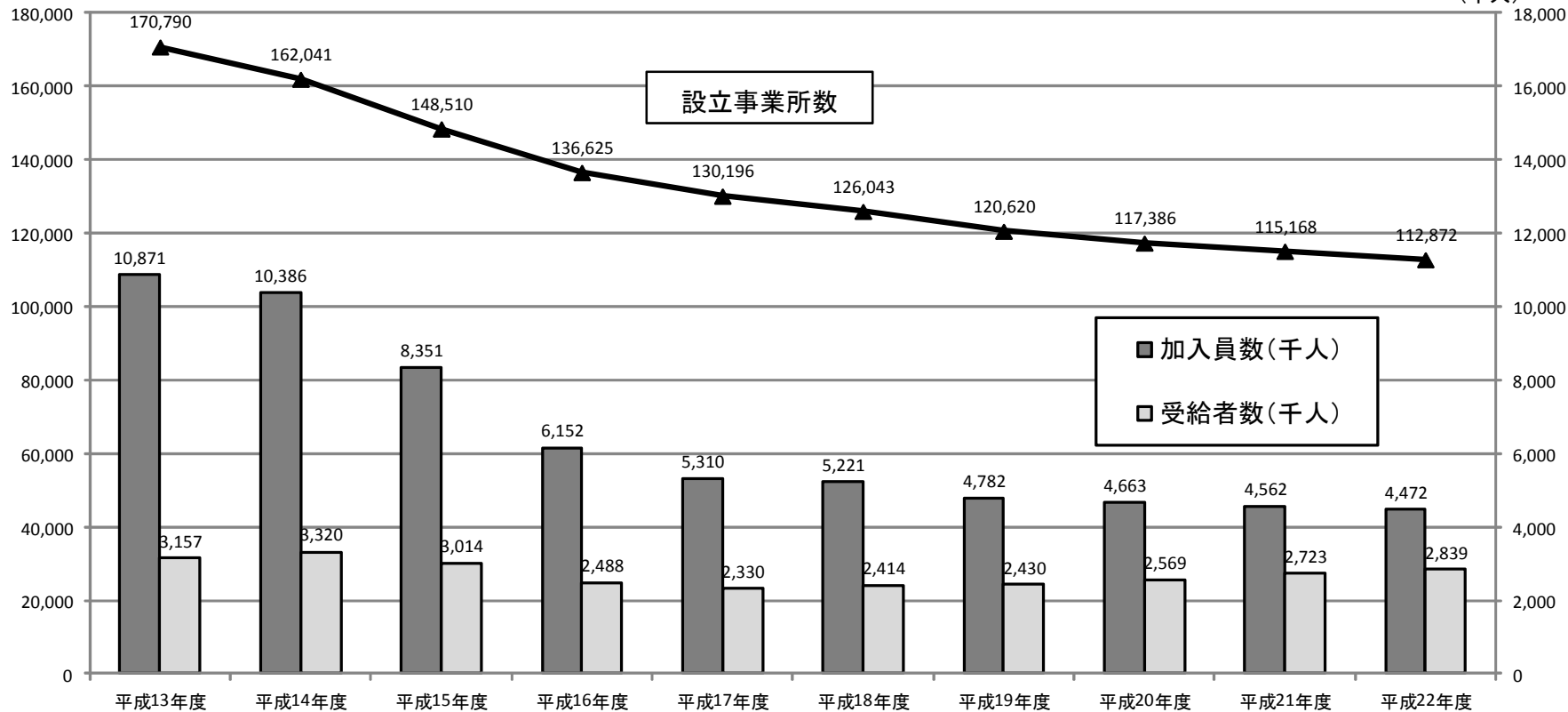
④ 企業年金の選択肢の多様化

- ・ 平成13年に成立した「企業年金2法」により、代行部分を持たない「確定給付企業年金制度(DB)」及び「確定拠出年金制度(DC)」が創設された。規約型のDBやDCは、開始に当たっての人数要件がなく、小規模の企業でも企業年金をつくることができるようになった。
- ・ 企業年金2法の創設により、適格退職年金は10年の経過期間後廃止されることとなり、平成24年3月末に廃止された。

厚生年金基金の設立事業所数、加入員数及び受給者数の推移

設立事業所数

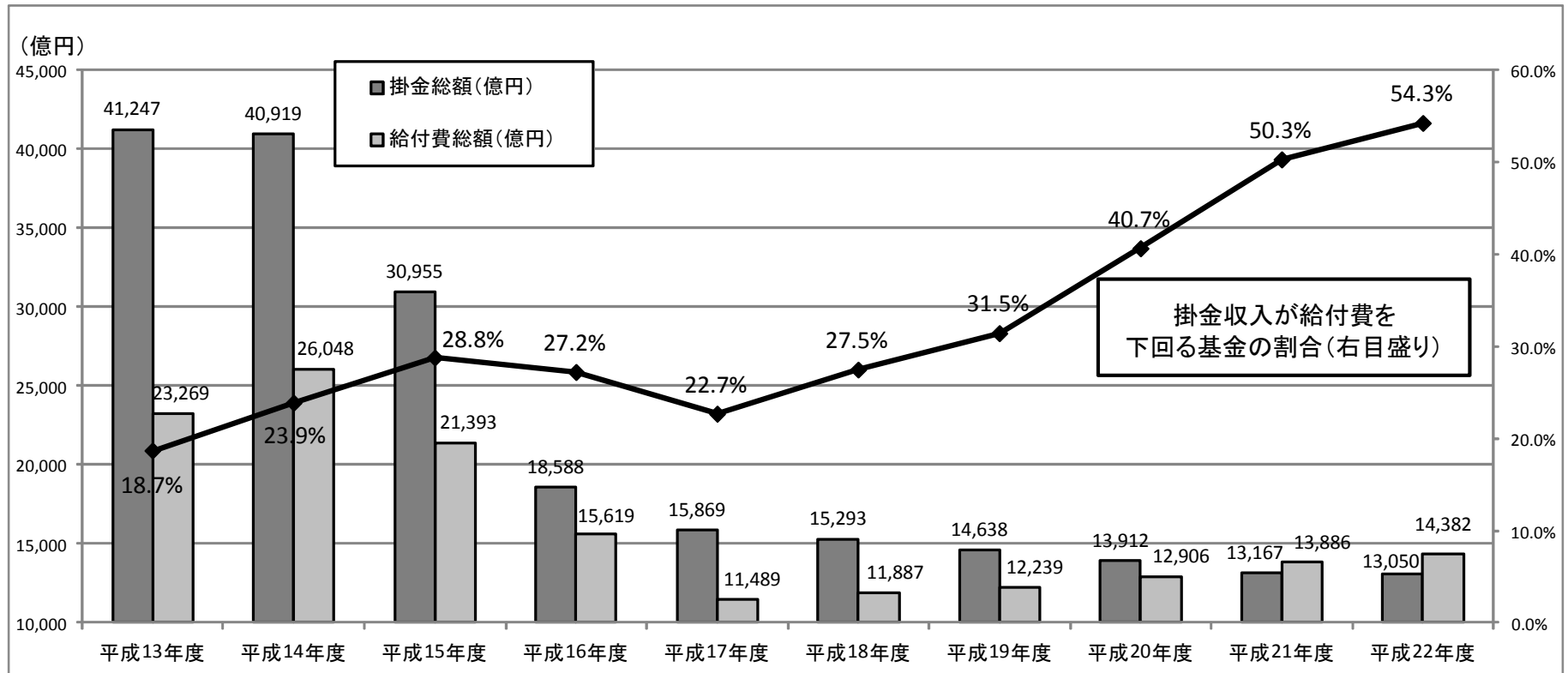
加入員・受給者数
(千人)



区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金数	1,736	1,656	1,357	837	687	658	626	617	608	595
設立事業所数	170,790	162,041	148,510	136,625	130,196	126,043	120,620	117,386	115,168	112,872
加入員数(千人)	10,871	10,386	8,351	6,152	5,310	5,221	4,782	4,663	4,562	4,472
受給者数(千人)	3,157	3,320	3,014	2,488	2,330	2,414	2,430	2,569	2,723	2,839

※ 厚生労働省調べ

厚生年金基金の掛金総額及び給付費総額の推移



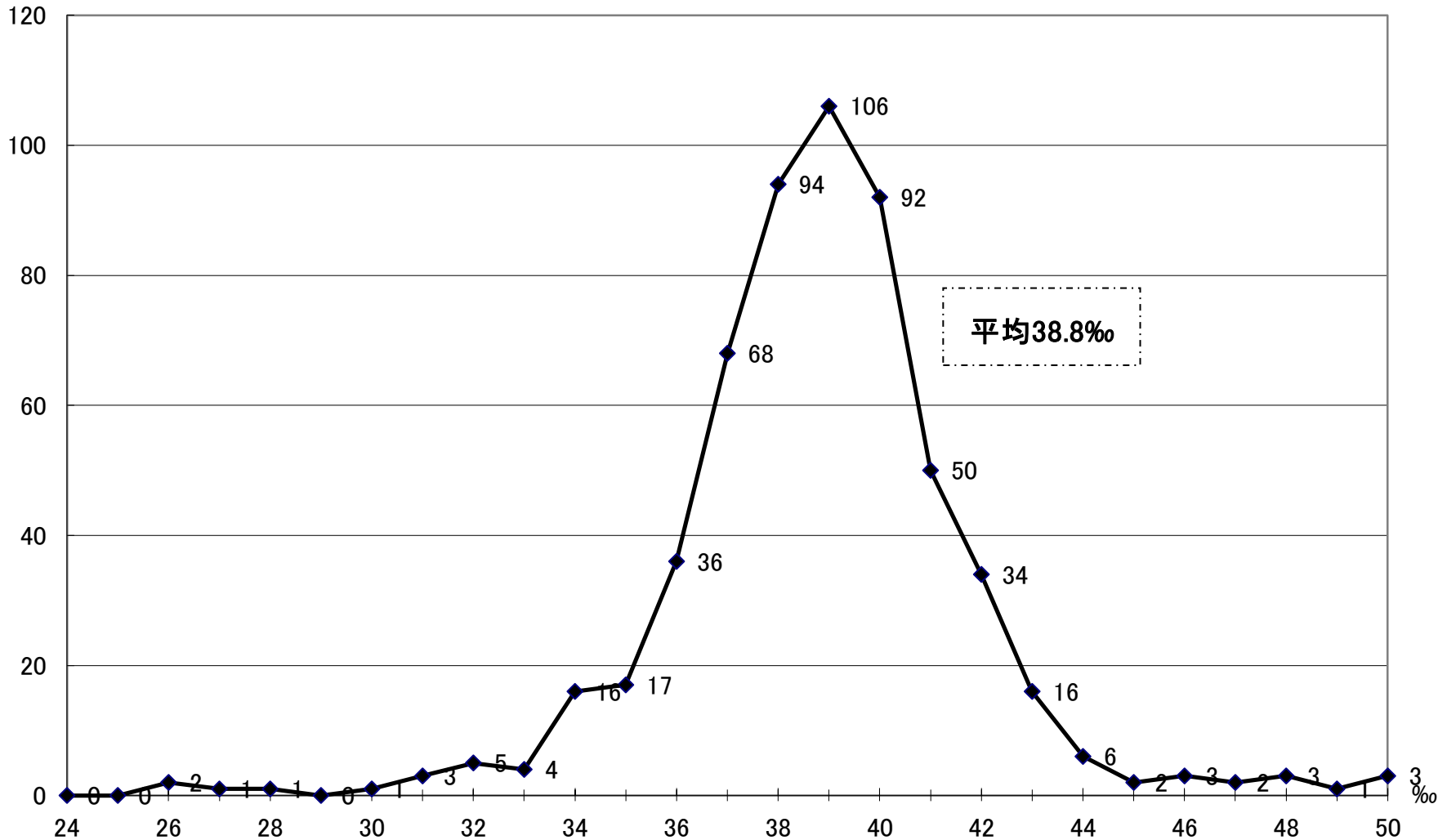
(億円)

区分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金数	1,736	1,656	1,357	837	687	658	626	617	608	595
掛金総額(億円)	41,247	40,919	30,955	18,588	15,869	15,293	14,638	13,912	13,167	13,050
給付費総額(億円)	23,269	26,048	21,393	15,619	11,489	11,887	12,239	12,906	13,886	14,382
掛金収入が給付費を下回る基金数	325	396	391	228	156	181	197	251	306	323
掛金収入が給付費を下回る基金の割合	18.7%	23.9%	28.8%	27.2%	22.7%	27.5%	31.5%	40.7%	50.3%	54.3%

※ 厚生労働省調べ

免除保険料率の分布(平成24年3月31日現在)

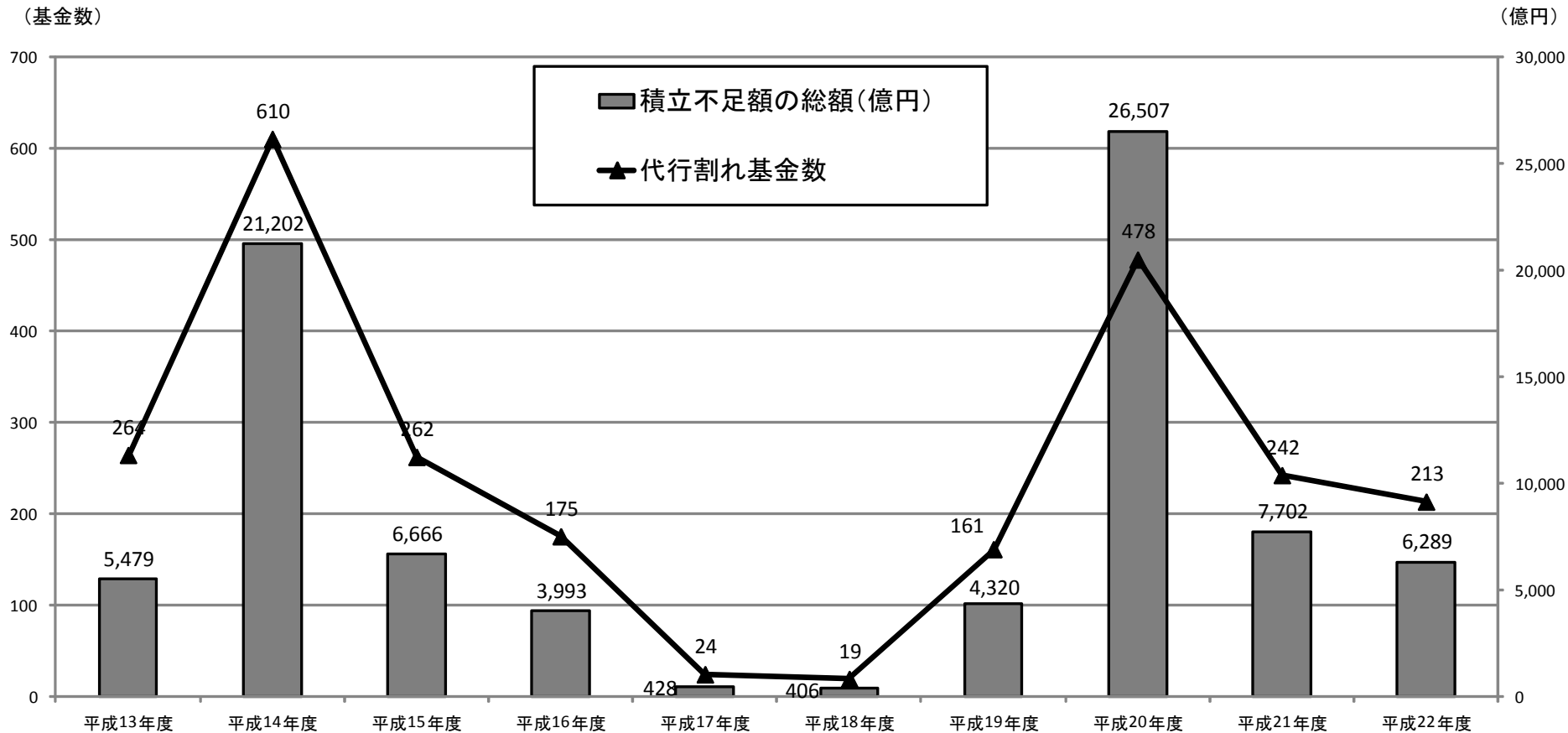
(基金数)



※ 平成24年3月31日時点の将来返上基金を除いた566基金について集計。

※ 最低責任準備金<過去期間代行給付現価となる基金については、経過的に、平成22年3月31日時点の代行保険料率(予定利率3.2%)をもとに免除保険料率を決定。

代行割れ基金数及び積立不足額の推移



区 分	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
基金数	1,736	1,656	1,357	837	687	658	626	617	608	595
代行割れ基金数	264	610	262	175	24	19	161	478	242	213
積立不足額の総額(億円)	5,479	21,202	6,666	3,993	428	406	4,320	26,507	7,702	6,289

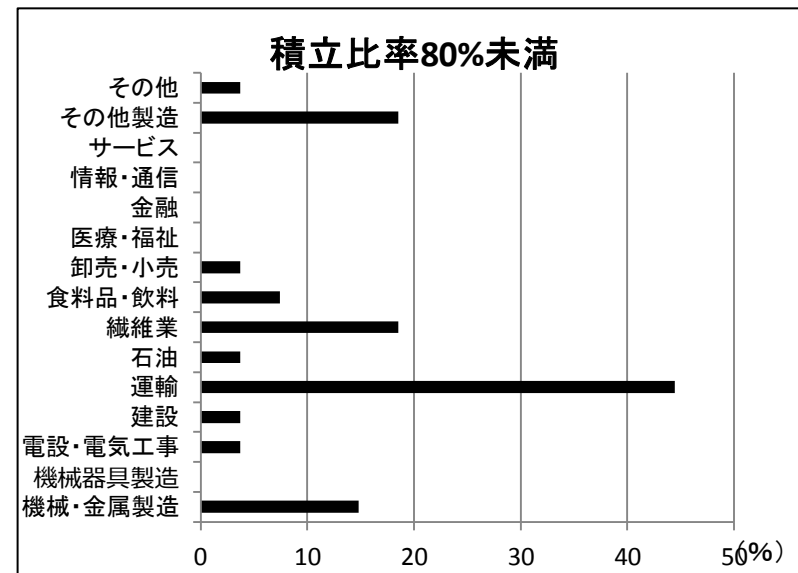
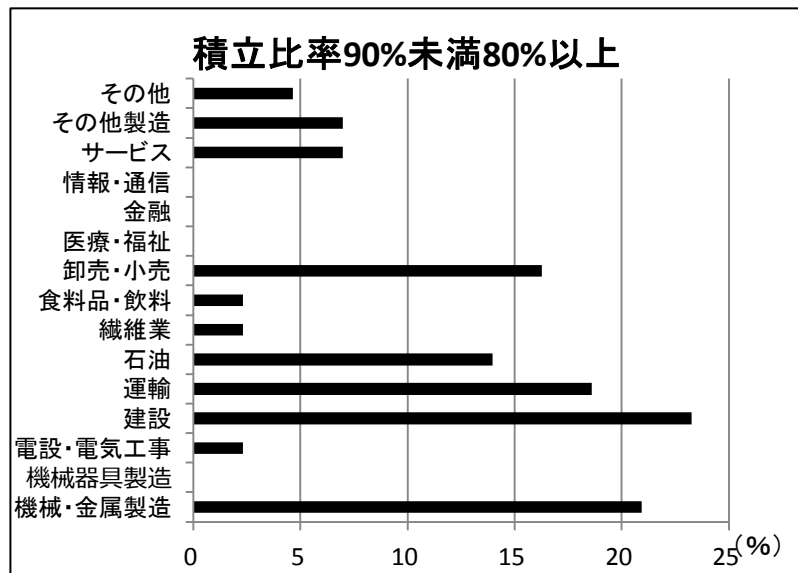
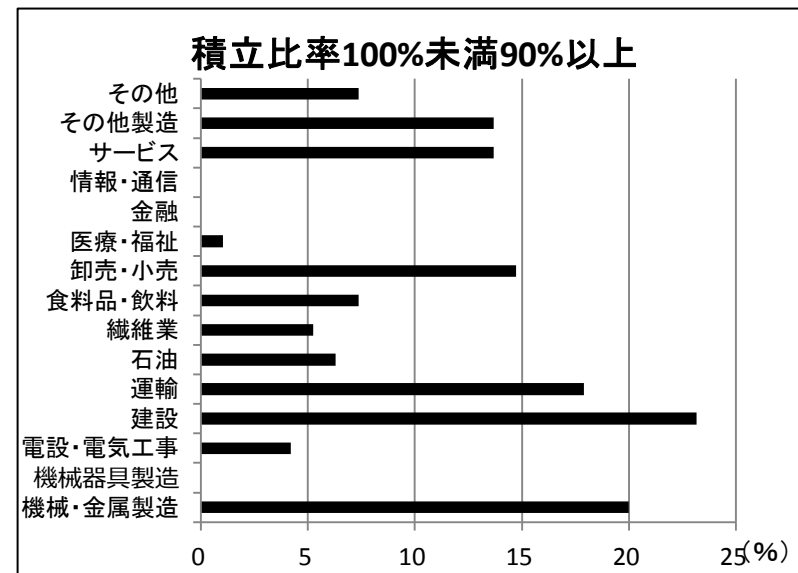
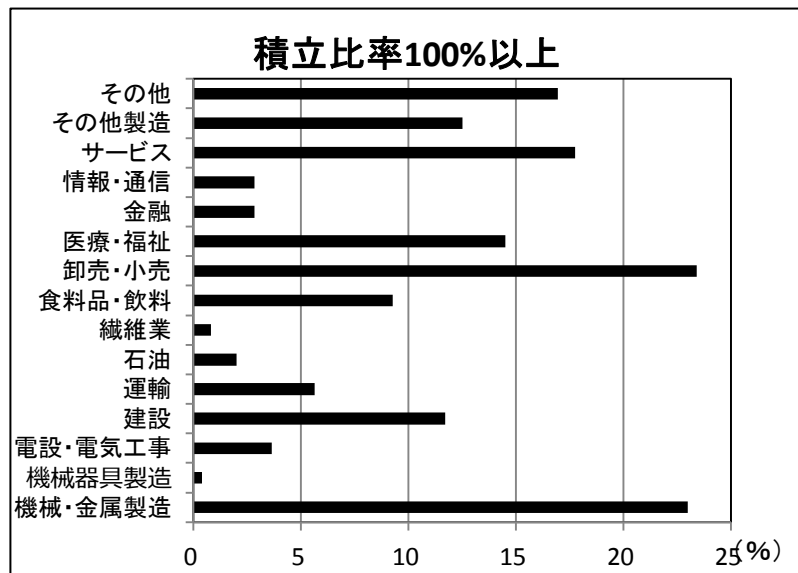
※ 厚生労働省調べ

代行割れ基金の状況(平成22年度末現在)

		代行割れ額								計
		5億円未満	5億円以上～ 10億円未満	10億円以上～ 15億円未満	15億円以上～ 20億円未満	20億円以上～ 25億円未満	25億円以上～ 30億円未満	30億円以上～ 50億円未満	50億円以上	
純資産額／最低責任準備金	0.6未満								4	4
	0.6以上 ～0.7未満				2			2	3	7
	0.7以上 ～0.75未満		1					4	4	9
	0.75以上 ～0.8未満						2	4	7	13
	0.8以上 ～0.85未満		1	1	4	3	2	6	7	24
	0.85以上 ～0.9未満		1	3	5	4	5	6	3	27
	0.9以上 ～0.95未満	6	17	10	4	6	5	9	3	60
	0.95以上 ～1.0未満	41	16	4	2	2	1		2	68
	計	47	36	18	17	15	15	31	33	212

※ 平成23年度末において現存している577基金のうち、平成22年度末において代行割れしている212基金について集計。

積立比率(対最低責任準備金)別の業種別構成割合



※ 平成22年度末決算を基に、平成23年度末現存の577基金について集計。

厚生年金基金における指定基金制度について

1. 指定基金制度について

(制度の仕組み)

○積立水準が著しく低い厚生年金基金に対し、厚生労働大臣による指定を行い、財政の健全化に関する計画(健全化計画)を作成させ、当該計画に従った事業運営を行うよう重点的な指導を行うことにより、早期かつ確実な基金の財政の健全化を図る。

(平成17年度から実施)

(指定の要件)

○次のいずれかに該当した厚生年金基金を指定基金に指定。

- ・3事業年度の決算において、連続して、積立金総額が当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の9割を下回った基金。
- ・直近に終了した事業年度の決算において、積立金総額が、当該決算時点で解散する場合に最低限保有していなければならない額の8割を下回った基金。

2. 指定基金の概況

○指定基金総数: 81基金(平成23年12月1日現在)

【参考】: 厚生年金基金総数: 582基金

うち、平成23年度に新たに指定(11月30日付け): 31基金

平成22年度に指定 : 47基金

平成21年度以前に指定 : 3基金

※ なお、指定が行われた基金においても、受給者の給付は上乘せ部分も含め、引き続き行われる。

指定基金の推移

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
指定基金数	20	6	3	3	3	50	81
指定	20	1	0	0	0	48	31
解除	0	15	0	0	0	1	0
指定基金の解散	0	0	3	0	0	0	0
平均代行割れ額 (億円)(注)	50.8	45.6	50.0	109.4	159.9	72.9	54.6
主な業種	運輸、繊維、 製造	運輸、製造	運輸	運輸	運輸	運輸、繊維、 製造、建設、 石油	運輸、繊維、 製造、建設、 石油

(注) 平均代行割れ額は各年度の前年度における額。

指定基金の状況(平成22年度)

		指定基金	(参考) 厚生年金基金全体
基金数		81	595
設立事業所数		17,357	112,872
加入員数	A	51 万人	447 万人
受給者数	B	53 万人	283 万人
成熟度	B/A	1.03	0.63
平均年金額		37,267 円	40,123 円
	代行部分	33,258 円	32,533 円
	上乘せ部分	4,008 円	7,590 円
掛金総額		1,356 億円	13,050 億円
給付費総額		2,406 億円	14,382 億円
給付費総額が掛金総額を 上回っている基金数		78	323
	割合	96.3%	54.3%

※ 厚生労働省調べ

○2006年に成立した米国の企業年金保護法(Pension Protection Act)においては、積立基準の見直しと併せて、積立不足の大きい「リスクプラン」について、更なる債務の増大を防ぐ観点から、積立率に応じた以下のような給付制限ルールを導入している。

①積立率が60%以上80%未満のプラン

- ・給付改善は原則禁止(これに見合う拠出を直ちに行った場合は例外)
- ・一時金支払いの制限

次のいずれか小さい方の額が上限

a)発生給付額の50%、b)年金給付保証公社により保証される最大額

②積立率が60%未満のプラン

- ・給付改善に関する規制は上記①と同じ。
- ・一時金の支払いは禁止
- ・受給権付与(vesting)の停止

※プランが給付制限に該当する場合には、加入者等へ30日前に通知することが必要。

厚生年金基金の特例解散

- 厚生年金基金は厚生年金の一部を国に代わって支給(代行給付)しているため、解散するときには、厚生年金基金が支給することとなっていた代行給付に要する費用を一括して返還することとされている。
- 今般、運用環境の悪化により厚生年金基金の財政状況が厳しくなっていることを踏まえ、代行給付に要する費用に相当する資産を保有していない基金について、当該返還額の分割納付・返還額に関する特例を設けることとする。

1. 返還額の分割納付に関する特例

返還額から解散基金が既に保有する資産を返還した上で、返還額との差額については、納付計画の承認を得れば、原則5年(やむを得ない事情がある場合は10年)以内の期間で分割納付が可能。

分割納付期間中に予定通りに納付できないやむを得ない事情が認められた場合は、分割納付期間の延長(最大15年間まで)も可能とする。

2. 返還額に関する特例

現行ルールで計算した額と特例額とを比較して低い方を選択できる。

現行ルール額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について、一定の利回り(H11年までは5.5%・H12年以降は厚生年金の実績運用利回り)で資産を運用できたものとして、運用益を付加した額
特例額： 国への納付を免除されていた厚生年金保険料相当の掛金について厚生年金の実績運用利回りで運用益を付加した額と現有資産との大きい方の額

※ 今回の解散特例措置は、H17年度からH19年度まで同様の措置を実施。当時11基金が特例措置により解散し、現時点で3基金が分割納付中。総合型基金の一つにおいて、分割納付中に事業所の倒産が相次ぎ、当該倒産事業所が本来負担すべき額が他の事業所に上乗せされるケースが生じ、納付計画の変更が必要となっていることを踏まえ、今回は以下の点を改善。

- ・ 分割納付期間について、現在の最長10年から最長15年へと延長する(法に明記)
- ・ 分割返済中に倒産した事業所が生じた場合は、他の分割返済中の事業所のみでなく、一括返済した事業所においても負担するよう指導していく(省令に明記)。

厚生年金基金の解散特例措置適用状況

		特例措置			現況	本来の責任準備	特例適用後の責任	差額（億円）
		減額	納付猶予			金相当額（億円）	準備金相当額（億円）	
A基金	（総合）	○		——	完済	106.1	77.7	△ 28.4
B基金	（単独）	○	○	一括に変更	完済	72.8	68.6	△ 4.2
C基金	（連合）		○	10ヶ月間	完済	——	——	——
D基金	（総合）	○	○	15年間	返済中	153.4	136.9	△ 16.4
E基金	（総合）	○		——	完済	125.1	112.5	△ 12.6
F基金	（総合）	○		——	完済	155.6	146.7	△ 8.9
G基金	（総合）		○	5年間	返済中	——	——	——
H基金	（総合）	○		——	完済	329.9	275.8	△ 54.2
I基金	（総合）	○		——	完済	185.7	169.7	△ 16.0
J基金	（連合）	○		——	完済	37.1	36.7	△ 0.4
K基金	（総合）	○	○	5年間	返済中	120.1	116.4	△ 3.7
11基金		9基金	5基金			1,285.8	1,141.0	△ 144.8

(参考) D厚生年金基金について

平成18年1月	解散認可(同時に分割納付承認) 50社 国への要返還額 約74億円 うち、一括納付分 22億円(19社) 分割納付分 52億円(31社)
平成19年1月	分割納付開始(平成28年3月までの9年3か月で返済)
平成19年2月～ 平成19年3月	分割事業所のうち2社が一括納付により自社分を返済
平成19年7月～ 平成22年7月	分割納付事業所のうち、13社が倒産
平成23年11月～ 平成24年4月	分割事業所のうち11社が一括納付により自社分を返済 分割納付事業所のうち、3社が倒産

分割納付をしていた31社のうち、これまで、
13社が一括納付
16社が倒産

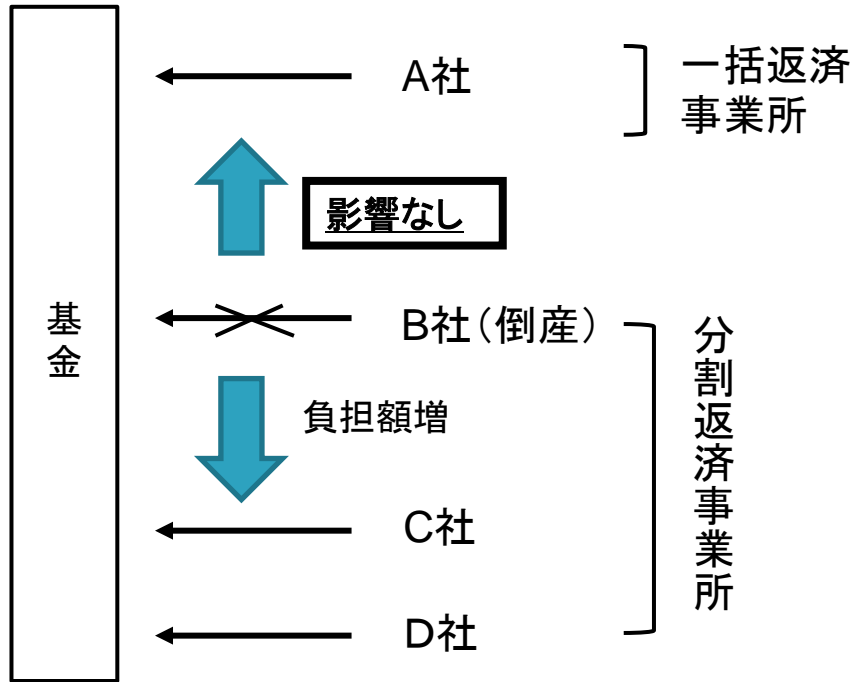
現在、分割納付中の事業所は2社が残っており、平成24年4月末現在で、返済残額は13.5億円(倒産事業所分を含む)となっている。

厚生年金基金の特例解散における事業所間の負担の在り方

前回の特例措置

(平成17年～平成20年)〈3年間〉

※B社の負担をC社とD社で穴埋め

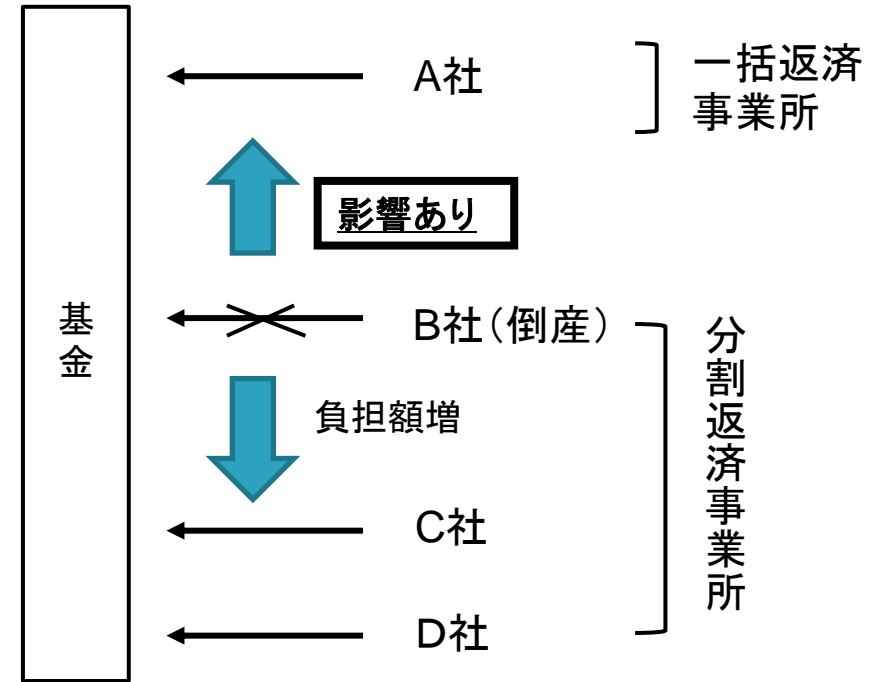


返済期間:最長10年

今回の特例措置

(平成23年～平成28年)〈5年間〉

※B社の負担をA社とC社とD社で穴埋め



返済期間:最長15年

最低責任準備金の仕組みについて

最低責任準備金の変遷

(1) 制度創設～平成11年9月(「将来法」による計算)

- 最低責任準備金は、基金が解散(又は代行返上)する場合に移管すべき積立金であるが、その計算方法は、創設から平成11年9月までは、将来法(いわゆる「給付現価方式」)と呼ばれる計算方式で行われていた。(この場合に用いる予定利率は厚年本体の長期の予定運用利回りである5.5%を用いていた。)

(2) 平成11年9月～平成17年3月(「過去法」を加味した計算(暫定措置))

- 平成11年改正による免除保険料の凍結により、最低責任準備金の計算方法についても、暫定的な措置として変更が行われた。すなわち、将来法で計算された平成11年9月時点での最低責任準備金をベースに毎年度の代行部分の収支差を加減し、これに厚年本体の実績運用利回りを乗じていくという過去法(いわゆる「コログシ方式」)を加味した計算方法に変更された。

(3) 平成17年4月～現在(暫定措置の恒久化と厚年本体との財政中立化)

- 平成16年改正で免除保険料の凍結が解除されたことに伴い、暫定措置であった最低責任準備金の計算方法が恒久化された。同時に、厚年本体との財政中立化の観点から、「給付現価負担金」制度(※)が設けられた。

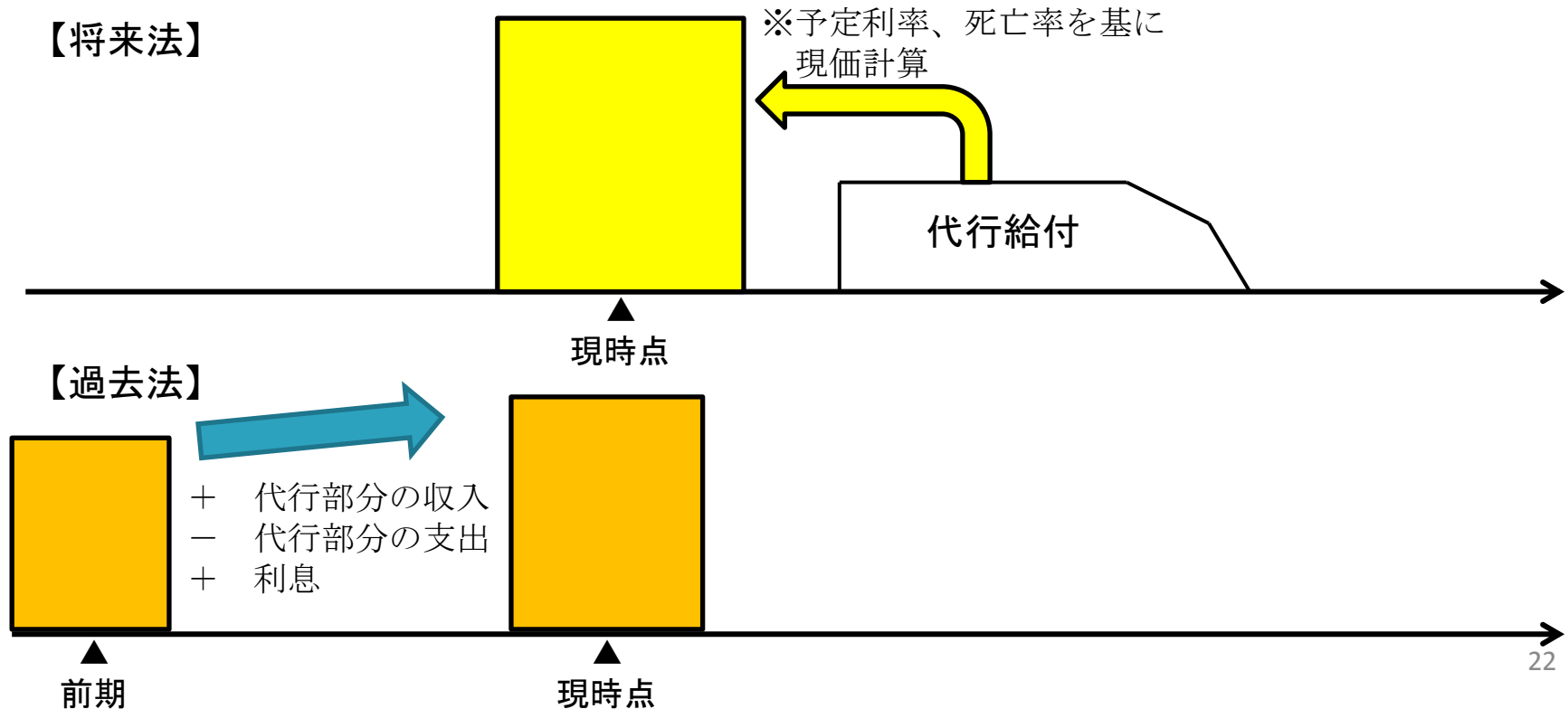
(給付現価負担金制度)

- 代行部分の給付債務は、厚年本体における死亡率や長期の予定運用利回りの見直しにより変化するが、給付債務が増大した場合、将来期間分については免除保険料率に反映される一方、過去期間分については反映されない。このため、過去期間の代行給付現価が、基金が保有すべき最低責任準備金の一定割合を超えた場合には、一定のルールに基づき厚年本体から給付費負担金を交付する(逆に、過去期間の代行給付現価が最低責任準備金を下回った場合には免除保険料で調整する)というしくみである。

※ なお、これは過去期間代行給付現価と最低責任準備金という債務の差額を調整するものであり、最低責任準備金と保有資産の差額(=積立不足)は、基金において掛金の引上げ等により対応することとなる。 21

最低責任準備金の計算方法について

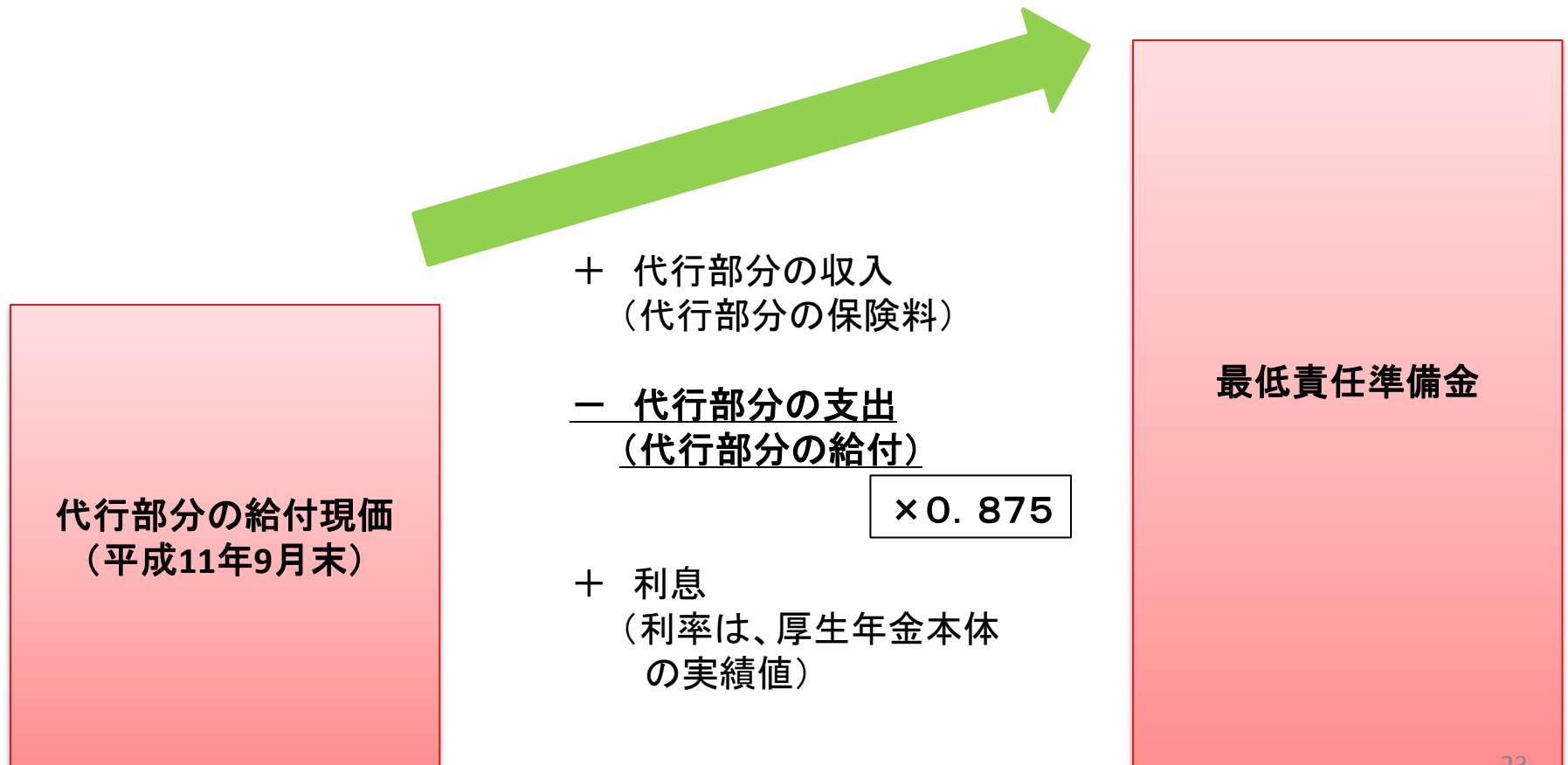
- 厚生年金基金の最低責任準備金には、将来法（いわゆる給付現価方式）と過去法（いわゆるコログシ方式）の考え方がある。
- 将来法は、これまでの加入期間に対して将来発生する代行給付に関し、一定の前提（予定利率、死亡率）の基に、現在価値（給付現価）を計算したもの。
- 過去法は、仮に基金がなかったとしたら、厚生年金本体の資産がどれだけ増えているか、を計算したもの。すなわち、前期の最低責任準備金に、代行部分の収支と本体並の利息を付利したもの。
- 現在の最低責任準備金は、過去法と将来法を組み合わせた方法を採用している。



最低責任準備金算定に用いる係数について①

①最低責任準備金の計算方法

- 厚生年金基金を解散する際に、代行給付に見合う資産として、最低限保有しておくべき額。
- 平成11年9月末時点の代行部分の給付現価に、その後の代行部分に係る収支を加減し、厚生年金本体の運用実績を用いて計算したもの。




最低責任準備金算定に用いる係数について②


②係数(0.875)の影響について

- 平成11年10月以降、最低責任準備金を計算する際に控除する代行部分の給付の額は、計算上の代行給付（平均給与×加入期間×支給率）に係数（0.875）を乗じた額としている。
- これは、厚生年金本体では、在職中の支給停止など、計算上の給付額よりも、実際の給付額が一定程度少ないため、その差を簡便的に調整したもの。

【具体例】 ごくごく粗い試算

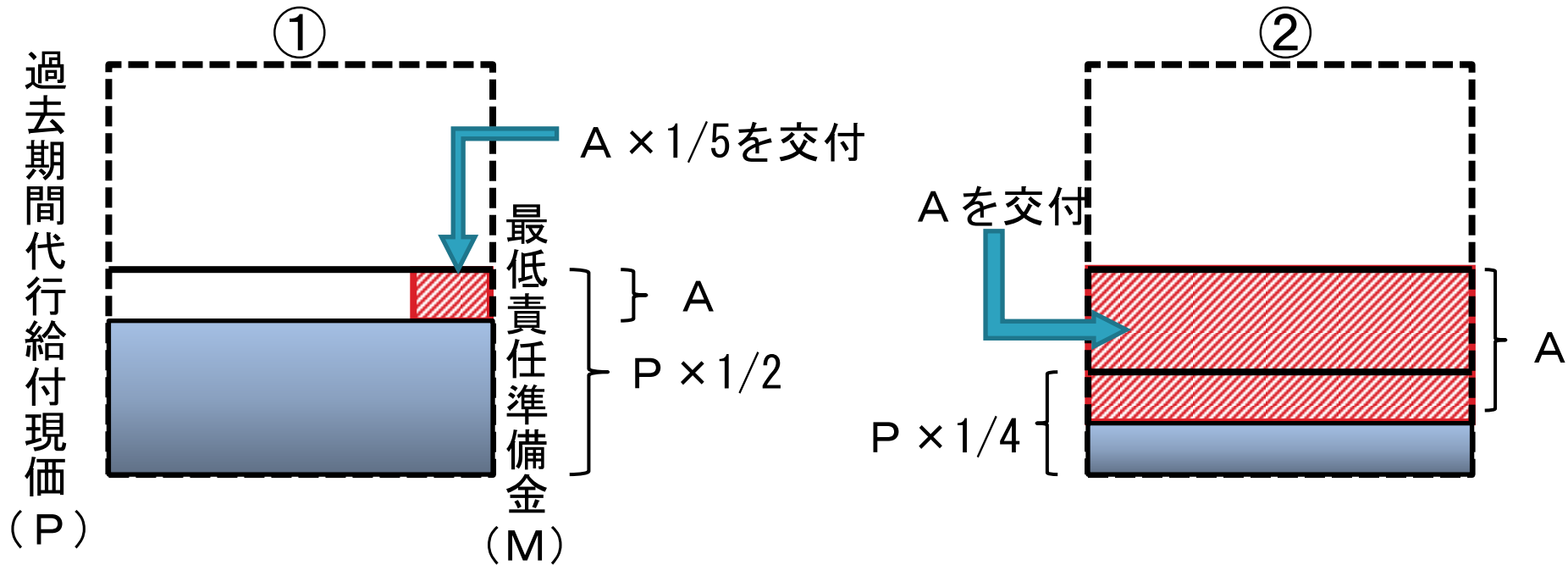
- 平成22年度末に、最低責任準備金が約300億円のある基金のケースで、控除する代行部分の給付が年間25.6億円（平成17年度の実績）と仮定

 係数を0.001引き上げるごとに、最低責任準備金は約3,200万円減る

 係数	最低責任準備金への影響
0.880	1.6億円（0.5%）
0.890	4.8億円（1.6%）
0.900	8.0億円（2.7%）

過去期間代行給付現価負担金

- ①最低責任準備金が過去期間代行給付現価の $1/2$ を下回った場合、下回った額 (A) の $1/5$ を政府が交付する。
- ②ただし、最低責任準備金が過去期間代行給付現価の $1/4$ を下回った場合は、上記 (A) の全額を政府が交付する。



※いずれの場合でも、交付された額は、最低責任準備金算出の際の収入として扱う。即ち、最低責任準備金が増加する。

(参考) 過去期間代行給付現価負担金の交付実績

交付年度	実績額
平成18年度交付 (平成17年度決算に基づく交付)	8050万円(1基金)
平成19年度交付 (平成18年度決算に基づく交付)	4490万円(1基金)
平成20年度交付 (平成19年度決算に基づく交付)	交付実績なし
平成21年度交付 (平成20年度決算に基づく交付)	3300万円(2基金)
平成22年度交付 (平成21年度決算に基づく交付)	6億9460万円(7基金)
平成23年度交付 (平成22年度決算に基づく交付)	6億5390万円(9基金)

○平成5年10月 年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」

- ・現在一律に定められている厚生年金基金の免除保険料率について、現行制度からの円滑な移行に配慮しつつ、基金ごとの代行給付に要する費用に見合ったものに逐次改善していくべきである

○平成8年 6月 厚生省 厚生年金基金制度研究会報告

- ・個々の基金ごとに厚生年金本体との一層の中立性を確保するため、早急にこの上下限を撤廃し、免除保険料率を個別化する必要がある
- ・個別の基金の事情と関わりなく生じる過不足については、基金と厚生年金本体との一層の財政的中立性を確保する観点から、免除保険料率に反映させる必要がある
- ・厚生年金本体との中立性を確保するためには、死亡率の改定に伴う過去分の給付債務に係る負担増減を免除保険料率に反映させる必要がある
- ・基金と厚生年金本体とが、長期的のみならず、短期的に見ても財政的に中立性を保つようにするためには、厚生年金本体の運用利回りと予定利率との差について、事後的に補正するしくみを導入する必要がある

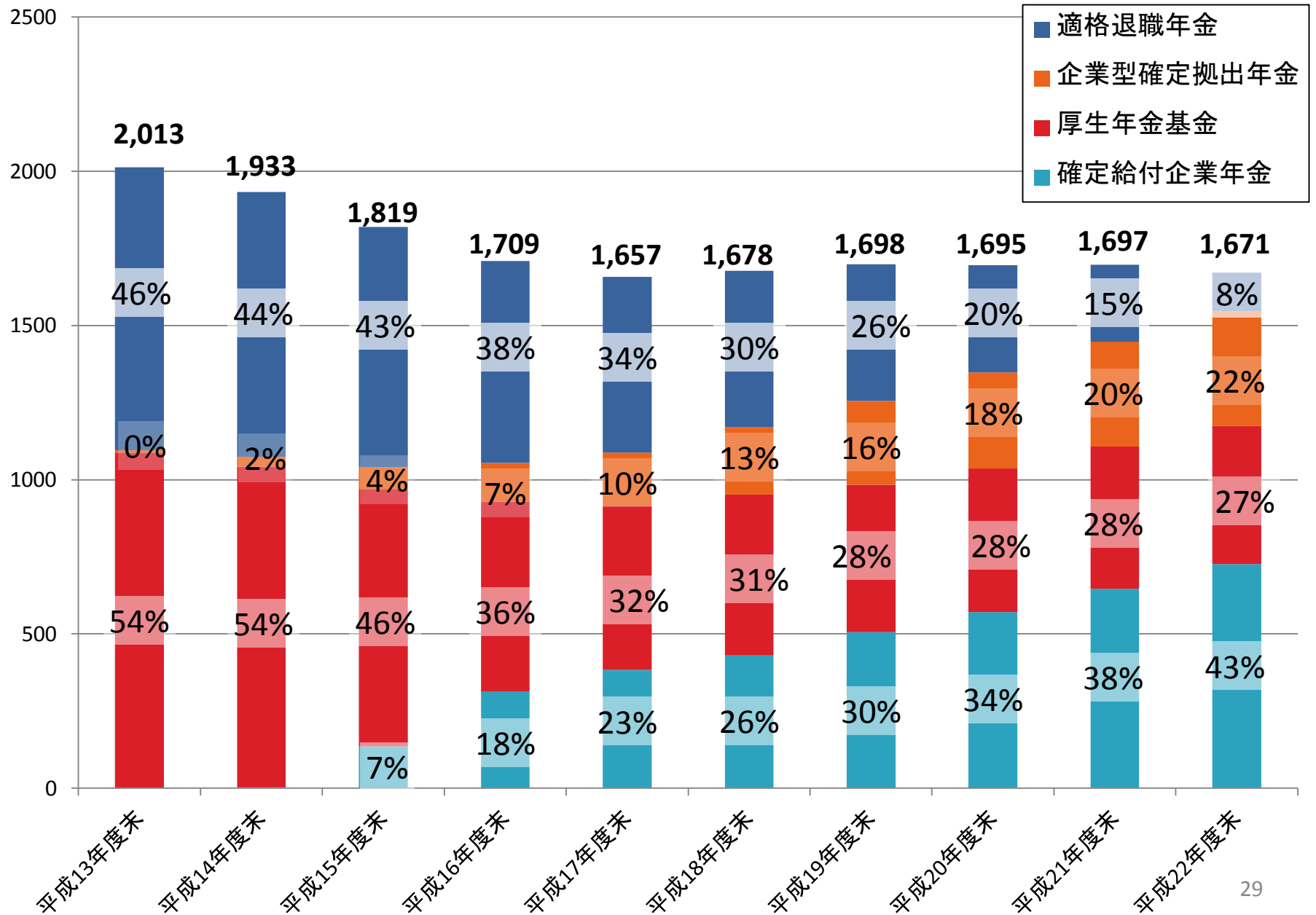
○平成10年10月 年金審議会「国民年金・厚生年金保険制度改正に関する意見」

- ・免除保険料率について、被保険者間の公平を図るため基金ごとの代行給付のコストに見合ったものに逐次改善していくべきであるとの平成5年の本審議会の意見書に沿って、個別化の徹底を図るべきである
- ・個々の基金の事情とはかかわりなく生じる死亡率等の変更の影響についても、厚生年金本体との間で財政的な中立性を確保すべきであるとの意見があり、これに対しては、厚生年金基金の運営はすべて自己責任で行うべきであり、例えば、厚生年金の予定利率と厚生年金本体の実際の利回りとの利差を基金・本体間で調整することは行うべきではないとの意見があった

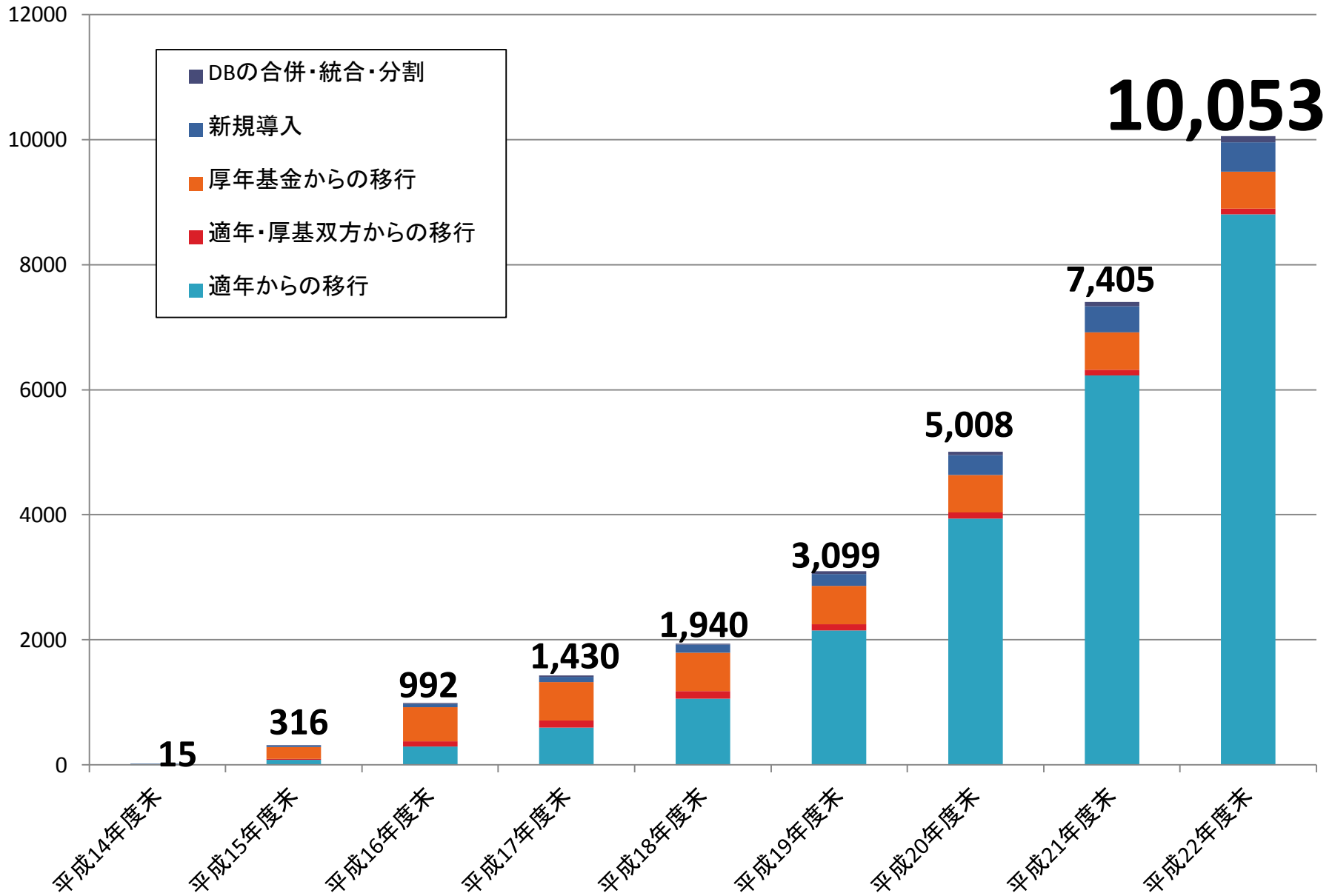
○平成15年 9月 社会保障審議会年金部会「年金制度改正に関する意見」

- ・平成12年の年金改正においては、厚生年金本体の保険料の引上げの凍結と連動し免除保険料率が凍結されたため、現在の免除保険料率は直近の平均寿命、厚生年金本体の予定利回り等の運用環境の状況に対応しておらず、事前積立に必要な保険料となっていない
- ・厚生年金基金制度を持続可能なものとするため、免除保険料率の凍結解除を行い、予定利率の引下げ分、死亡率の改善分等を反映させるべきである
- ・免除保険料率の個別化を進め、少なくとも上下限を拡げるべきである
- ・予定利率の変更や死亡率の改善等、基金の責任とは言えない過去期間に係る負担増の部分については、一定の調整を行うべきである
- ・凍結解除に伴う最低責任準備金の見直しの際には、現在の仕組みとの連続性に留意すべきである

企業年金加入者数の推移

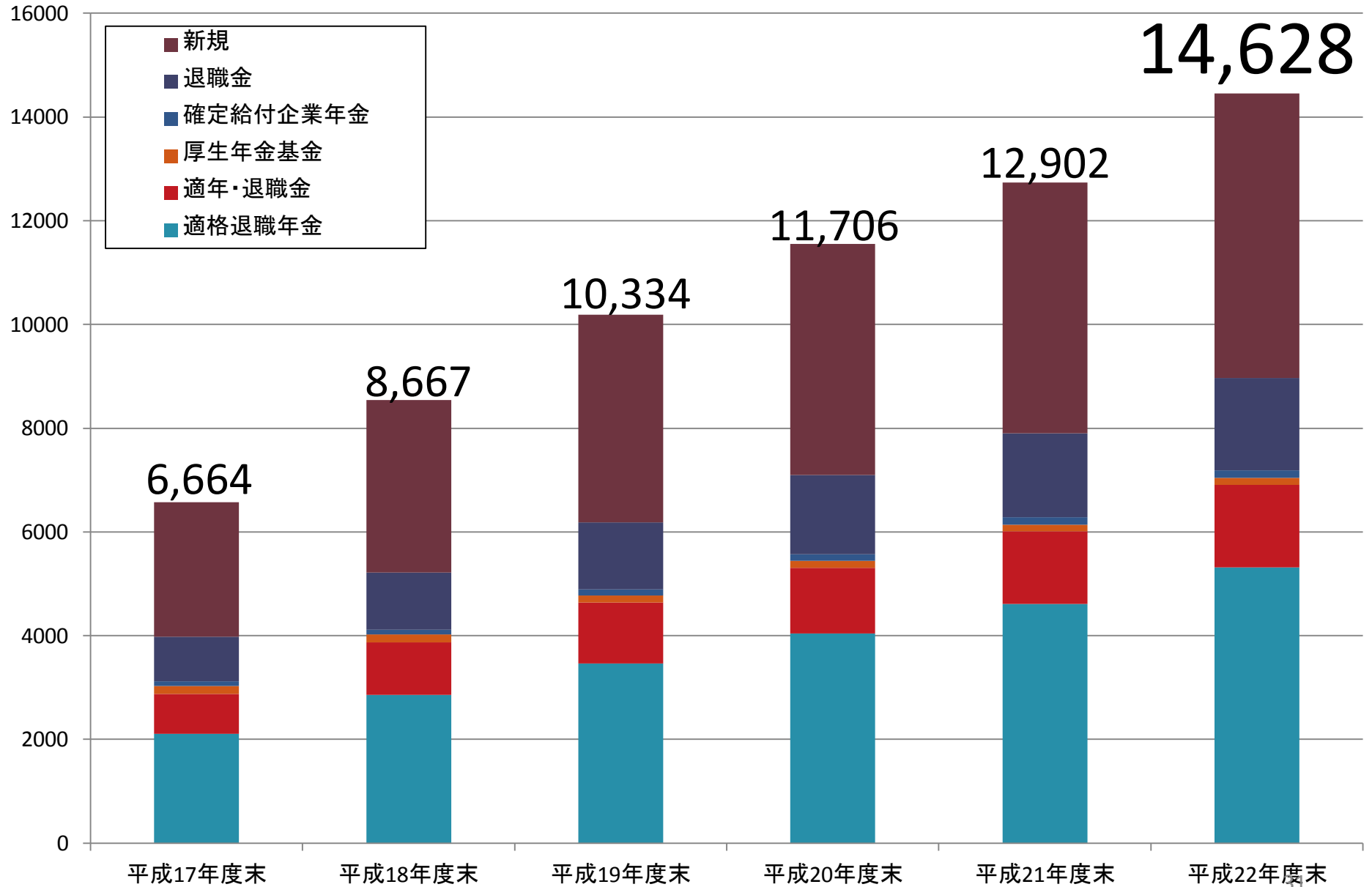


確定給付企業年金(DB)の推移(設立時の移行元別)



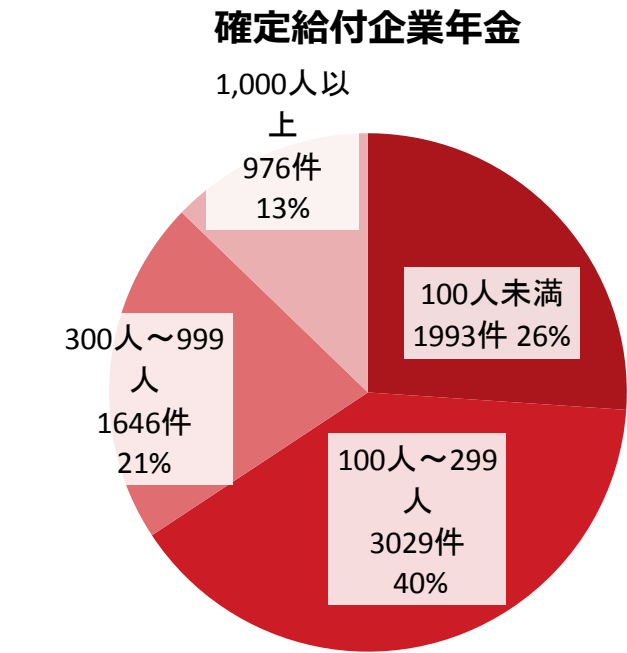
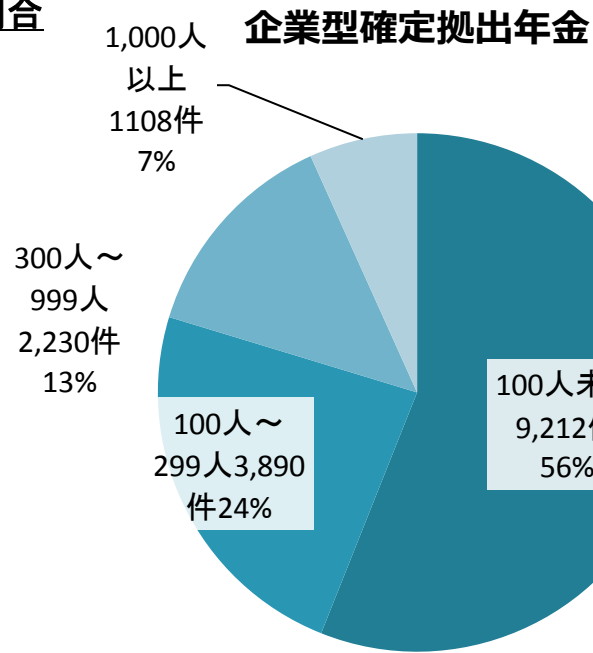
確定拠出年金(DC)の推移(設立時の移行元別)

(事業主数)



確定拠出年金・確定給付企業年金の実施状況

実施企業の従業員規模割合



確定拠出年金導入企業における他の企業年金の実施状況

